健康診断等利用規程

（目的）

第１条　この規程は、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として、エイチ・アイ・エス健康保険組合が保健事業として実施する人間ドック、生活習慣病健診、簡易生活習慣病健診及び脳ドック（以下「健診」という。）等疾病予防事業について定めるものとする。

（健診等の種類と受診資格）

第２条　健診等の種類と受診資格は次のとおりとし、受診資格を有する者は健診の種類を選択することができる。

(1) 健診の種類と受診資格

健診の種類	受診資格
(1)人間ドック	満 40 歳以上の被保険者及び被扶養者 人間ドックの種類は、日帰りドックとする。
(2)生活習慣病健診	満 35 歳以上の被保険者及び被扶養者
(3)簡易生活習慣病健診	満 34 歳以下の被保険者及び被扶養者
(4)脳ドック	満 40 歳到達者から 5 年毎の年齢に達した被保険者（40,45,50,55,60,65,70 歳） 当面の間、補助の対象外とする。

(2) 受診資格年齢引き上げに伴う特例措置（令和 6 年 4 月 1 日から 3 年間の経過措置）

＊人間ドック（38 歳以上から 40 歳以上に引き上げ）

令和 6 年 4 月 1 日以降、新たに 38 歳（誕生日が昭和 61 年（1986 年）4 月 1 日）に達した者から 1 歳毎に順次受診資格年齢を引き上げし、40 歳に到達するまでの期間は、人間ドックの受診を可能とする。

＊生活習慣病健診（33 歳以上から 35 歳以上に引き上げ）

令和 6 年 4 月 1 日以降、新たに 33 歳（誕生日が平成 3 年（1991 年）4 月 1 日）に達した者から 1 歳毎に順次受診資格年齢を引き上げし、35 歳に到達するまでの期間は、生活習慣病健診の受診を可能とする。

＊簡易生活習慣病健診（32 歳以下から 34 歳以下に引き上げ）

令和 6 年 4 月 1 日以降、32 歳（誕生日が平成 4 年（1992 年）4 月 1 日）に達した者から 1 歳毎に順次受診資格年齢を引き上げし、34 歳に到達するまでの期間は、生活習慣病健診の受診を可能とする。被扶養者（配偶者を除く）は 23 歳以上を対象とし、34 歳に到達するまでの期間は、簡易生活習慣病健診の受診を可能とする。

(3) インフルエンザ予防接種補助の資格

予防接種	補助の資格
インフルエンザ	被保険者及び被扶養者全員

２　第 1 項第(1)号の健診の受診資格については、当該年度末（3 月 31 日）に到達する年齢をもって資格を有するものとする。

（健診実施医療機関と健診内容）

第３条　健診実施の医療機関と健診内容は次のとおりとする。

(1) 人間ドック、生活習慣病健診、簡易生活習慣病健診については、エイチ・アイ・エス健康保険組合と契約を締結した医療機関（以下「指定医療機関」という。）で受診するものとする。ただし、やむを得ない事由により健康保険組合連合会が指定した医療機関で受診した場合には、その費用を補助することがある。また、インフルエンザの予防接種は、指定医療機関以外でも可とする。

(2) 脳ドックの受診は、全額自己負担とする。

(3) 健診別の健診項目は、健保ホームページに記載の通りとする。

（健診等に要する費用の補助）

第４条　人間ドック、生活習慣病健診及び簡易生活習慣病健診については、基本健診項目のみエイチ・アイ・エス健康保険組合が負担することとし、インフルエンザ予防接種に要する費用については一部を、エイチ・アイ・エス健康保険組合が補助することとする。補助額については、次のとおりとする。

(1) インフルエンザの予防接種補助額については、組合会の議決により決定する。

（利用の回数）

第５条　各種健診及びインフルエンザ予防接種は、１人につき年度１回の利用を限度とする。ただしインフルエンザの２回接種法によるときは、１回とみなすものとする。

（利用の制限）

第６条　受診者名を不正に申告してはならない。受診者名に偽りがあったときは、この健診に要する費用は利用名義人が負担するものとする。

（受診資格、健診種類及び健診内容の変更）

第７条　この規程に定める受診資格、健診種類及び健診内容は医師の助言にもとづき理事会の決定によって変更することができる。

附　則　この規程は、令和７年４月１日から施行する。